

令和7年度1回目認定日本語教育機関の認定結果一覧

根拠規定略称説明
法：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
規：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則
認：認定日本語教育機関認定基準
確：認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項
指：認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針
ガ：出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン

○認定とした日本語教育機関

1	日本語教育機関名	鳥取社会福祉専門学校 日本語教育専門課程 日本語学科		
	機関所在地	鳥取県鳥取市	設置者	学校法人小林学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	40
	設置課程	介護進学1年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	経費支弁者となる国内の社会福祉法人等から貸与型奨学金の支給を計画しているが、学費、生活費等に係る奨学金の貸与条件や免除・返済条件（返済開始時期、返済額等）を明確にした上、その条件を生徒に対しても十分に周知するとともに、貸与型奨学金計画の運用が生徒の学習活動に支障となっていないか継続して確認できる体制を整えること。	
	生活指導担当者等	法 2条3項2号ニ 認 32条 確 2(4)①	生徒の母語による対応ができるサポートスタッフとともに、生活指導担当者が支援等を行う体制となっているが、経費支弁者である法人との関係や進路変更等、慎重に対応すべき問題が起こることも想定し、十分な支援体制の充実に努めること。また、進路変更の希望があった際の対応方法についても機関としてのルールを明確に定め、生徒と共有すること。	

2	日本語教育機関名	専門学校 健祥会学園		
	機関所在地	徳島県徳島市	設置者	社会福祉法人健祥会
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	40
	設置課程	日本語学科 介護進学1年コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	教育課程の到達目標・到達レベル	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(2)	様式第10-2号では、各科目の到達目標が、日本語教育の参照枠に沿った一般的・抽象的な形で記述されているが、将来の介護専門職の育成という教育機関の理念を踏まえ、Can doの記述をより具体化・精緻化し、学習者（生徒）にも共有した上で授業を実施すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	成績評価については、形成的評価と総括的評価をバランスよく取り入れるとともに、到達度評価だけでなく熟達度評価の方法を工夫し、意識的に取り入れること。	
修了の要件		法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	修了時の到達レベルの判定については、相応の客観性をもって判定できる評価方法を工夫し、計画的に実施すること。また適切な形で熟達度評価を行うこと。	
入学者の募集		法 2条3項2号ハ 認 26条	入学者の募集に当たり、奨学金の支給要件等、入学希望者の参考となる情報を適切に提供すること。また、卒業後の進路については、同一学園の専門科進学以外の選択肢についても情報を適切に提供すること。	

3	日本語教育機関名	亜細亜友之会外語学院		
	機関所在地	東京都北区	設置者	株式会社亜細亜友之会外語学院
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	420
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年3か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	学則では、所定の出席率に満たない者に対して「不足した授業時数に相当する補習を修了し、85％に達した時点で修了と認定する」としているところ、補習と出席率の関係を明確に示し、補習を受ければ出席率が85％になるといった誤解を与えないような案内に努めること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	多くの研修を通じて、日本語教育の参照枠で提唱する行動中心アプローチに関する幅広い情報を教員間で共有する計画となっているが、参加する教員にもその意義や自身の教育活動とのつながりが把握しやすくなるよう、研修の目標設定とそれに沿った研修間の関係性を整理し、継続的な教育活動の改善が進められるようにすること。併せて、同アプローチに沿った教育活動で必要となる授業方法、教材、評価方法等を教員間で適切に利用できるよう管理すること。	

4	日本語教育機関名	日新国際日本語学院		
	機関所在地	千葉県八千代市	設置者	株式会社ネクサス
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	80
	設置課程	専門学校進学2年課程／専門学校進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	認定日本語教育機関の設置代表者として経営するために必要な知識及び経験をさらに深めるとともに、機関全体の運営への関与を強化し、組織としての意思決定の透明化に努めること。また、機関の教育課程の特色である地域学習を持続的に行うため、地域との連携強化に努めること。	

組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	機関の理念を実現させるための教育課程において、重要な教育内容と言える地域交流及び自律学習を十全に行うために、当該分野に関する内容を扱う研修に計画的に取り組むこと。また、研修の実施者も務める3名の本務等教員に対して、自らの専門知識をアップデートするための研修を充実させること。
教育課程編成の考え方	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(1)	
学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	進級及び修了の判定において、基準に満たない者に対して追試やレポートを実施する際、その具体的な実施方法について精査すること。その際、特に地域学習やポートフォリオ学習における評価基準の透明性の確保に努めること。
修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	

5	日本語教育機関名	ISI外語カレッジ		
	機関所在地	東京都豊島区	設置者	学校法人ISI学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	400
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース／進学1年3か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	教育課程の到達目標・到達レベル 授業科目	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(2)(6)	到達目標について、教育活動の内容ではなく、生徒ができることに焦点を当てた一貫性のある内容に統一した上で、生徒及び教員にとって具体的かつ分かりやすい内容であることを確認するとともに、正確に伝えるよう努めること。	

6	日本語教育機関名	Ace Academy 日本語科		
	機関所在地	大阪府堺市	設置者	株式会社勝道
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学日本語2年コース／進学日本語 1 年 6 か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	添付書類(31)情報公表の概要が分かる書類では授業科目とその内容を十分に示していないことから、ホームページ、入学案内のパンフレット等で入学希望者に授業科目とその内容を分かりやすく示すこと。	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	事務を統括する職員が、通訳・翻訳や一般事務業務からスタッフを統括する業務に至るまで幅広くこなすこととなっている。事務を統括する職員に過重な負担がかからないよう、生活指導担当者を兼務する設置者の代表者や校長が業務を支援するとともに、添付書類(8)事業計画書の通りに事務職員を増員すること。	
授業科目		法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)	科目数が多く、また一つの教科書を多くの科目で利用することから、教員全員が各科目の指導内容、教科書と科目の関係をしっかりと把握し、生徒が学習を進める上で混乱のないように、科目の指導内容や教科書の学習範囲などについて情報を適切に共有すること。	
学習成果の評価		法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	生徒の日本語能力を多様な方法で評価しようと工夫しているが、今後も評価について教師間で検討を重ね、評価方法や評価基準、評価シートなどの改善に努めること。	

入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	添付書類(24)の募集要項において、以下の点について適切に情報提供を行うこと。 入学を申し込めば全員在留資格認定証明書の交付申請に進めるように読み取れるので、書類審査・面接・筆記試験の結果の通知時期、経費支弁能力の立証書類の提出時期も含め入学希望者に入学までの手順を正確に示すこと。 書類審査・面接・筆記試験の結果通知後に、経費支弁能力の立証書類を確認した結果、経費支弁能力が入学要件に満たない場合は、入学取消しとなる場合もある旨を示すこと。 入学希望者が誤解したり混乱したりしないように、住まいに関する支援の範囲を正確に情報提供すること。 学費の返還の取決めについては、その内容だけでなく入学希望者にいつどのように情報提供するかも合わせて十分に検討し、適切に情報提供すること。
--------	--------------------	--

7	日本語教育機関名	KCP地球市民日本語学校		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	学校法人KCP学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	760
	設置課程	進学準備教育2年課程／進学準備教育1年6か月課程／進学高度日本語（学びと探求）2年課程／進学高度日本語（学びと探求）1年9か月課程／進学高度日本語（学びと探求）1年6か月課程／進学高度日本語（学びと探求）1年3か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	法 2条3項2号 規 1条3項9号、2条	学則第8条（授業科目と評価）と同第16条（卒業・修了の要件）において、D判定の場合の対応方法が一致していないように見えるため、誤解が生じることのないように分かりやすい規定に改めること。また、卒業・修了判定においては、卒業認定試験に加えて平常試験、期末試験の結果も参照すると説明があったが、それらがどの程度の配分で卒業・修了判定に反映されるかは学則からは読み取ることができないため、この点を明確にし、学則上で生徒に対しても明示し共有すること。 平常試験、期末試験、卒業認定試験ともに到達度（アチーブメント）試験を採用するとの説明があったが、必要に応じて日本語教育の参照枠の各レベルを判定するには熟達度（プロフィシエンシー）の評価も採用すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)		
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)		

8	日本語教育機関名	博多国際学院		
	機関所在地	福岡県福岡市	設置者	株式会社香凛
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース/進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育課程の目的及び目標	法 2条3項2号ハ 認 16条 確 2(3)① 指 5-2(1)	様式第10 - 2号の各授業科目にある「実施方法・形式」の記載が限定的であり、教育課程の目的及び目標等の具現化として採られている授業実践を表現しきれていない。このことから、教育理念や目的、方略能力の育成、学習を自ら管理する能力等をどのように教育課程に反映させ、具体的にどのような教育活動を通じて達成しようとしているかを文書上も明確化し、意識化した上で授業を実践すること。	
教育課程編成の考え方 学習内容		法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(1)(5)		

9	日本語教育機関名	啓和テラス日本語学校		
	機関所在地	埼玉県入間市	設置者	株式会社啓和運輸
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	60
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	学則上、授業料等の返還について規定されているが、募集要項の記載内容とそこがあるため、学則と募集要項に整合性がある記載とし、徴収する費用については生徒にも理解できる形で示すこと。 入学を希望する者に対する情報提供において、一度に支払う授業料等の金額、寮費、証明書の発行手数料等その他徴収する費用について、募集要項等により適切な情報提供を行うこと。	
入学者の募集		法 2条3項2号ハ 認 26条		

組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	今後新しい教員が増えることも見据えて、新人教員の研修体制を含め、更に研修計画の充実を図ること。
学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	テスト実施に当たっては、その実施時期をあらかじめ設定し、計画的に実施すること。
入学者の日本語能力等の確認	法 2条3項2号ハ 認 27条	進学1年6か月コースについては、B1レベルから学習が開始されることから、選考試験において、課程の目的、レベルに見合った日本語能力を確認し、適切な生徒選抜を行うこと。

10	日本語教育機関名	ぶどうの樹日本語教育センター		
	機関所在地	兵庫県神戸市	設置者	葡萄の樹株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	主任教員は、授業のほか研修、補講、生徒指導、進路指導の職務を兼ね、過重な負担となっている。教育の質を維持するためにも教職員体制の見直しを行うこと。	
	修業期間・学習時間	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(3)	観光や介護を専門とする大学・専門学校への進学を目的としていることから、設置する関連授業科目については実行性を高めるよう、その内容や授業時間数について再度検討すること。	

学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	各授業科目の成績については、基準が設けられているものの、言語活動別の到達目標が達成できたかどうかについても評価基準、評価方法を明確にし、生徒と共有すること。 「授業態度」が評価項目に含まれているが、客観的に評価を行うことが困難であるため、あらかじめ明確な評価基準を作成し、評価者及び生徒と共有すること。 学習成果の評価時期について、学則では学期ごとに実施するとの定めがあるが、様式第10-2号では、学期をまたぐレベル設定の授業科目のうち、学期ごとに評価を行うことが確認できない授業科目があることから、一貫した期間設定で評価が行われるよう確認すること。 上記の評価のやり方については機関全体として生徒への理解も促していく必要があるところ、日本語教育経験の浅い教員に対してはもちろんのこと、系統的・段階的な研修計画を立て、実行していくこと。
組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	
入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	認定法施行通知第4の2(17)のとおり、資格外活動のルール、在学中の一般的な生活費用、授業料等の返還ルールについても、機関案内や募集要項、機関のウェブサイト等において確実に情報提供を行うこと。

11	日本語教育機関名	東京ギャラクシー日本語学校		
	機関所在地	東京都中央区	設置者	学校法人ギャラクシー学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	780
	設置課程	進学準備教育2年課程／進学準備教育1年6か月課程／進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年3か月課程／ビジネス日本語2年課程／文化コミュニケーション2年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	添付書類32の点検項目のうち、「認定日本語教育機関の目的及び目標の達成状況に関すること」、「生徒への学習上及び生活上の支援に関すること」及び「教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」の一部が、どの項目で評価されるのか明確でないことから、当該項目について改めて確認し、適切な点検・評価を行うこと。	

組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	現在の研修計画は、本来養成課程で提供されるような基本的な指導技術の研修で参加定員を10名程度に限定しているものが多い。日本語教育の参照枠の理念など、参照枠の理解を深めるような研修の機会が限定的であることから、内容を精査し時代のニーズに合った研修を計画すること。また、可能な限り多くの教員が参加できるようにすること。
教育課程の到達目標・到達レベル	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(2)	一部の授業科目シラバスにおいて、学習目標の表現が文型表現などの言語知識の習得に重点があるかのような印象を与えるものがあり、日本語教育の参照枠を参照したカリキュラムであることが分かりづらいものとなっている。 ついては、教員間及び教員と生徒の間において、言語を使って「できること」に注目した学習目標の設定に関する考え方を確認し、共有すること。
入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	入学を希望する者に対し、寄宿舍の有無並びにその概要及び利用料、資格外活動のルール等在留資格に関する一般的注意事項、在学中の一般的な生活費用等、日本語教育機関の選択に資する情報の提供を充実させること。授業料等の返還のルールについては、正確な情報を提供すること。

12	日本語教育機関名	友国際文化学院		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	株式会社ライセンスアカデミー
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	120
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	点検及び評価は、本務等教員及びその他の教員を含む体制で実施することとされているが、提出された自己点検シートには、評価を主導する各責任者のみが記載されており、他の担当者の役割が明示されていない。ついては、各責任者のみならず、各担当者がどの項目を評価するか自己点検シートの記載内容を見直し、教育機関として質的改善が図れるよう努めること。	
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	修了要件の一部として、「会話試験か作文試験のうち一つ以上がB2.1レベルに達していると認定されること」が挙げられているが、本課程において言語活動ごとの到達目標は全てB2レベルとされていることから、いずれか一方の達成のみではなく、各言語活動の達成度を勘案した修了要件を設けること。	

13	日本語教育機関名	セレンディップインターナショナルスクール		
	機関所在地	静岡県浜松市	設置者	株式会社Power
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	ホームページにおける「課程について」のページでは、レベル設定表及び時間割しか公表していないことから、総合日本語という授業科目のもと、5つの言語活動をいかなるカリキュラムで学ぶのか等の授業科目の内容を明確に公表すること。また、教職員数等に関する情報を公表すること。	
	学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	学習を自ら管理する能力に関しては、日本語教育課程編成のための指針5-2(5)の趣旨を踏まえ、生徒が自律的な学習能力を身に付けることができるよう、より効果的な学習方法を工夫すること。	
授業科目		法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)	授業科目「総合日本語」の内容について、入学希望者や在籍者に正確に伝えること。	
学習成果の評価		法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	5つの言語活動における形成的評価と総括的評価について、具体的な評価方法、評価基準を明確にするとともに、生徒及び教員間での情報共有を十分に行い、評価の公平性・一貫性を確保すること。 課題遂行能力の評価は、提出物の評価だけではなく、多角的な観点から評価を行うこと。	

14	日本語教育機関名	日本学習アカデミー		
	機関所在地	埼玉県所沢市	設置者	トーワ株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学２年コース/進学１年６か月コース/IT就職１年６か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学習成果の評価	法 ２条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	各コースの複数の科目において採用するルーブリック評価は、実際に行う活動内容や生徒の成果物を見てからその詳細を作成する方針としているが、本来、科目ごとの評価基準はあらかじめ定めておき、事前に教員や生徒と共有し、評価の作成方法や運用方法についても明確にしておく必要があることに鑑み、評価の安定性の確保に努めること。また、「聴解」科目のディクテーション試験におけるルーブリック評価のあり方について再検討し、各評価に適切な評価基準と運用方法を確立すること。	
	教育課程編成の考え方 修業期間・学習時間	法 ２条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(1)(3)	日本語能力試験対策は一部の科目に組み込まれているものの、日本留学試験（EJU）や大学院試験（研究計画書の作成など）への対策は授業外での対応に限定されているため、大学・大学院進学を目指す学習者が目的を達成できるよう、より充実した学習内容となるよう課程編成を策定すること。	
	入学者の日本語能力等の 確認	法 ２条3項2号ハ 認 27条	「入学者の選考要領」には、「IT就職1年6か月コースは、母国の大学を卒業し、IT知識を持つことも必要」との記載があるが、学則その他、学校が公開する予定の文書には、当該条件の記載が見られないため、入学者の選考に際し、学則等にもその旨を明記すること。また、学則第19条には、「一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する」とあるが、「一定の評価」が何を指すのかが明記されていないため、学習者が応募時及び修了時に必要な条件を正確に認識できるよう、当該規定を明確に記載すること。	

15	日本語教育機関名	首都外語国際学院		
	機関所在地	大阪府門真市	設置者	首都国際株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース/進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	点検・評価の項目や、その際に参照するデータなどを含めて機関として改めて確認し、日本語教育の水準の維持向上のための点検及び評価を行う体制を整備し、確実に実行すること。	
	学則	学 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	中途退学者に対する返金のルールを場面に応じて適切に規定し、学則に明確に記すこと。 早退や遅刻の取扱いについて、生徒にとって分かりやすい表現で明確に記すこと。	
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）		法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	研修等を通じて、事務を統括する職員として知識・経験を充実させる計画であることから、早急に実施し、必要な体制の整備を確実に行うこと。	
授業科目		法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)	授業計画を確実に実施するために、学習目標、学習内容、学習成果の評価方法及び選定した教材の使用方法について、教員間での認識を一致させるとともに、生徒への説明を十分に行うこと。	

16	日本語教育機関名	国際アカデミー日本語学院 取手校		
	機関所在地	茨城県取手市	設置者	株式会社 木戸
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	第18条に「本学院に在籍できる者は、専門学校に進学することを目指す外国人で、且つ学院長が許可した者とする。」旨の規定があるが、入学後に学習目的が変わった生徒が在籍できなくなる恐れがあることから、修正すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	面接において、話すこと（やり取り）に関し「A2までは教師の質問に答える形である」旨の説明があり、適切な評価方法になっているとは言えない部分があることから、レベルを通して、話すこと（やり取り）の熟達度を適切に測ることができる評価方法を検討し、工夫すること。また、応用活動科目が設定されているところ、この授業科目について適切な評価方法が計画されていないことから、学習成果が確認できる評価を行うこと。	
	学習上の支援体制	法 2条3項2号ニ 認 29条	スリランカ国籍の生徒に対しては、入学者の選考時の面接において英語力も確認した上で、英語で対応するとしているところ、学習上及び生活上の支援においては相当の英語力が必要となることに留意し、母語対応可能な職員の確保も含めて体制の充実に努めること。	
	生活指導担当者等	法 2条3項2号ニ 認 32条 確 2(4)①		
	災害等の場合の転学支援等	法 2条3項2号ニ 認 31条	広域災害発生の際の転学支援の計画や必要な措置の内容について、事前に十分な検討を行うこと。	

17	日本語教育機関名	京都文化日本語学校		
	機関所在地	京都府京都市	設置者	学校法人瓜生山学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	320
	設置課程	実践日本語と文化探究2年課程/実践日本語と文化探究1年6か月課程/実践日本語と文化探究1年課程/日本の言葉と文化1年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	卒業の認定に関すること及び仲介手数料の適正性についても、点検・評価を行うとの説明があったが、提出のあった自己点検・評価シートには記載がなく、その内容が含まれることが一見して分からない。 様式第8号で説明する点検及び評価の実施時期が、「京都文化日本語学校 自己点検評価の実施に関する細則」にない。 以上のことから、それぞれより明確に規定・明示を行い、適切に点検・評価を行うこと。	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	学則第12条（教職員組織）について、認定基準に定める必要教員数を満たす体制であることが分かりにくいことから、明確に確認できる記載とすること。 学則第27条（生徒納付金）は2年課程の金額のみの記載であることから、設置する他の課程の金額も明示すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	学習成果の評価については、学則第11条（学習の評価）では言語活動ごとの成績評価について規定され、また、第24条（修了の認定）では、第11条に定める授業科目の成績評価に基づき行う旨が規定されているが、言語活動ごとの成績評価と、各授業科目の試験から得られた評価との関係が複雑で分かりにくいものとなっている。 については、第24条について、その具体的な成績評価方法を細則に規定する等により成績評価と修了要件の関係を明確にし、あらかじめ生徒へ共有すること。	
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)		
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条		

日本語教育課程の目的及び目標	法 2条3項2号ハ 認 16条 確 2(3)① 指 5-2(1)	「日本の言葉と文化1年課程」と「実践日本語と文化探求課程」は、機関が告示校として実施しているカリキュラムとは異なり、新たなカリキュラムでは、卒業後の主たる進路として進学や就職を想定していないことを募集要項等で明記し、各課程設置の趣旨の違い等も含め、入学志願者等に混乱がないよう適切に情報の提供を行うこと。
入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	
授業科目	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)	授業科目「KICL体験活動」の到達目標及び学習目標について、例えば言語活動「発表」に関する記載等、補足説明がなければ具体性に欠ける記載が見受けられることから、言語活動としてのCan doが各レベルに応じた具体的な記載であるかを確認し、あらかじめ生徒へ共有すること。
入学者の日本語能力等の確認	法 2条3項2号ハ 認 27条	入学者の日本語能力の確認は、募集要項等に記載されたJLPT等の級の目安をもとに書類で確認し、選考時には慎重審査対象国を除き、面接や試験等で日本語能力の確認は行わないことから、例えば選考時に話す力を含めた日本語能力の確認を行うなど、課程開始時に同一課程内でレベルのばらつきがないようにすること。

18	日本語教育機関名	軽井沢国際日本語学校		
	機関所在地	長野県北佐久郡	設置者	dreaMTank株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	理系進学2年コース／理系進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	添付書類(32)の「自己点検及び自己評価表」について、機関の現状を確認するにとどまる項目が多いことから、より当該機関としての理念やエビデンスに基づいた、教育の質の向上や機関の組織運営の改善方策の検討に資する評価項目を設定すること。	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条		
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)		

19	日本語教育機関名	中部国際学院 静岡校		
	機関所在地	静岡県焼津市	設置者	株式会社海鵬
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
			留意事項なし	

20	日本語教育機関名	東京昭和国際学院		
	機関所在地	東京都 八王子市	設置者	株式会社昭和国際学院
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	成績評価に関して、学則第11条において「総合的に判定する」という規定になっているため、学生に対し詳細、かつ、明瞭な説明を口頭及び書面において行うこと。	
	学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	学習を自ら管理する能力の育成や、言語使用の際の方略能力の育成の確実な実施に向け、具体的な内容や方法について教員及び生徒に明示し、共有すること。	
授業科目		法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)	5つの言語活動を意識した授業科目が設置されているが、複数の科目で同一の教材を区分して使用することから、トピックや場面間のつながりに留意した上で全体的目標の達成に向けて授業実践を進めること。	

21	日本語教育機関名	ICA国際会話学院 荒尾校		
	機関所在地	熊本県荒尾市	設置者	株式会社アイ・シー・エイ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	就職2年課程／就職1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	各項目における評価担当者が十分に吟味されておらず、評価結果（A～C）を集計した後の結果の取扱いが不明確であったため、点検評価体制・計画をより具体化させること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)		
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)		
	入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	入学条件、返金のルールについて、入学者に分かりやすい形で、適切に情報提供し伝達すること。	

22	日本語教育機関名	名古屋YWCA学院日本語学校		
	機関所在地	愛知県名古屋市	設置者	公益財団法人名古屋YWCA
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	日本語・日本文化理解１年課程／就職準備のための日本語１年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 ２条３項２号イ 法 ８条１項 規 ７条 認 ９条 確 ２(１)⑩	教育の目的及び目標の達成状況については、自己点検・評価シートの「項目１.本校の教育理念・目的及び目標について」だけではなく、他の項目と合わせて評価するとの説明があったが、自己点検・評価シートにおける項目１.１～３は教育理念・目的及び目標の達成状況を測るための記載となっていないことから、達成状況が分かるような項目、設問にすること。 また、自己点検・評価委員会の委員長は校長が務めるとのことであったが、自己点検・評価実施要領にその記載がないことから、責任者を明示し、評価委員会としての体制を整えること。	
	教育課程編成の考え方	法 ２条３項２号ハ 認 ２２条 確 ２(３)⑥ 指 ５-２(１)	校外での活動が想定されている科目については、学習内容の体系性、連続性を考慮しつつ授業時間内で活動が可能になるような時間割とすること。	

23	日本語教育機関名	AOTS日本語教育センター		
	機関所在地	東京都足立区	設置者	一般財団法人海外産業人材育成協会
	設置課程分野	就労	合計収容定員数（人）	158
	設置課程	仕事のための日本語課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	情報の公表に関する体制	法 ２条３項２号イ 法 ３条１項 規 ４条 認 ９条	認定対象課程となる「仕事のための日本語課程」と「特別の日本語教育課程（仕事のための日本語課程J6Wコース・J13Wコース）」との関係、教育課程の編成の全体像及び詳細について分かりやすく整理し、入学希望者・企業等に対してホームページ等で情報公表すること。	
	学則	法 ２条２項３号 規 １条３項９号、２条	「学則」は各課程の生徒にとってよりどころとなるものであることから、(１)認定日本語教育課程における「仕事のための日本語課程」と、(２)特別の日本語教育課程「仕事のための日本語課程J6Wコース・J13Wコース」、(３)「認定外日本語教育課程」について、それぞれの課程の生徒に分かりやすいよう区別して記載するなどの改善を行うこと。	